

令和9年度から育児休業中も児童クラブが利用可能となりました

これまで保護者が育児休業中の場合は入所対象外と取り扱っていましたが、乳幼児の養育や家庭の状況等により、小学生の放課後における見守りや、家庭保育環境の状況を鑑み、令和9年度から、保護者が育児休業中も児童クラブが利用可能となりました。

●要件 保護者が育児休業中であること

●申込

申込期間	利用希望日が属する月の前月の15日まで ※15日が閉庁日の場合は翌開庁日が申込期限となります。
利用区分	年間保育のみ
必要書類	児童クラブ保育申込書 育児休業期間が記載された就労証明書 育児休業継続利用申請書
提出場所	市役所子育て支援課・南支所・埴生支所・山陽総合事務所 ※児童クラブでは受け付けておりません。

●申込み～利用の流れ

例) 4月から利用を希望する場合

3月15日までに必要書類一式を子育て支援課に提出



入所選考開始 3月20日前後に入所の可否をお知らせ



4月から利用開始 もしくは 待機 ※どちらの場合でも以降毎月選考を行います。



【ご注意ください!】

- ・利用区分は年間保育のみとなります。長期休業期間のみの利用はできません。
- ・育児休業中に入所された場合は毎月入所選考を行います。申込みの状況により、優先度の高い方がいらした場合は、翌月から利用できなくなる場合があります。

例) 4月から育児休業の要件で利用開始



4月中旬に5月の利用可否の選考



4月20日前後に利用の可否を通知



利用可能の場合: 5月も利用可→6月以降も毎月選考

利用不可の場合: 退所(待機扱い) ※毎月の選考を行います。

お問い合わせ先 山陽小野田市役所 子育て支援課 保育係 電話(0836)82-1207